診療報酬に関するお知らせ

【明細書発行体制加算】
当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。
明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

【機能強化加算】
当診療所は、かかりつけ医療機関として次のような取り組みを行っています。
＊健康診断の実施や結果等に関する相談等
＊介護・保険・福祉サービスに関する相談
＊診療時間外（夜間・休日）の問い合わせの対応
＊必要に応じて、専門の医師・医療機関へのご紹介
＊必要に応じて他の医療機関や処方されている医薬品の把握のため、お薬手帳提示などをお願いすることがあります。
＊在宅支援診療所として訪問診療をおこなっています
おかやま医療情報ネット医療機関検索サービス

【診療所内禁煙と禁煙外来のご案内】
当診療所は、診療所内および敷地内禁煙（電子タバコも含む）です。たばこをおやめになりたい方は禁煙外来にご相談ください。（飲み薬は現在販売されていません。）

【外来感染対策向上加算のご案内】
当診療所では、受診歴の有無に関わらず、発熱およびその他の感染症を疑わせるような症状のある患者様の受け入れを行っています。
一般の患者様と発熱患者様の動線を分けるため、受診前には必ず電話でお問い合わせをお願いいたします。

【生活習慣病管理料】
高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病名とする患者様は、2024 年 6 月より「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」に算定が変更になります。
患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ初回時のみ署名をいただく必要がありますのでご協力をお願いします。

【長期処方・リフィル処方箋】
患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28 日以上の長期処方を行うこと、リフィル処方箋の発行を行うことの対応が可能です。
長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

【一般名処方加算】
当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

【情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）】
当院では、情報通信機器を用いた診療（以下オンライン診療）の届出を行っております。
オンライン診療をご希望される場合には、かかりつけの医師にご相談ください。

オンライン診療とは、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にいながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することを基本としており、適切な診療のため、一部の場合を除き、原則、かかりつけの医師が実施します。

※かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと適切な関係がある医師のことをいいます。

・初診は原則として対面での診療を行う必要がございます。
・情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方は行いません。
・情報通信機器を用いた診療が受けられるかについては、担当の医師とご相談ください。
・年に１回は対面診療を受けていただきます。
・お支払いに診療所窓口もしくは銀行振込をお願いします。
・処方箋（有効期限４日間）を発行した場合は、診療所へ取りに来ていただきます。